

報道関係各位

## 件 名 緊急事態宣言の期間延長に伴う飯能市の対応について

国は、8月17日、埼玉県を含む6都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言の期間を9月12日まで延長しました。

これを受けて、8月18日、埼玉県知事が県全域に対して、9月12日までの「緊急事態措置」を示しました。

本市では、感染の拡大に歯止めをかけ、市民の命や健康を守るため、令和3年8月23日（月）に開催しました飯能市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第44回）におきまして、緊急事態宣言の期間延長等に伴う飯能市の対応について決定いたしましたので、お知らせいたします。

詳細については、別紙のとおりです。

### <別紙>

- ・別紙1 埼玉県の緊急事態措置に対する飯能市の基本方針を踏まえた  
取り組み事項について
- ・別紙2 緊急事態宣言の延長に伴う不要不急の外出自粛の周知について
- ・別紙3 緊急事態宣言の延長に伴う公共施設等の利用について
- ・別紙4 「緊急事態宣言」の延長に伴う市長メッセージ

### 【問い合わせ先】

担当者 危機管理室長 井竹 信喜

連絡先 TEL042-973-2111(内621)